

勝山市国土強靱化地域計画

令和4年3月

1 計画の策定の背景と趣旨・位置付け・期間

(1) 計画の策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	1

2 強靱化の目標

(1) 基本目標	2
(2) 事前に備えるべき目標	2

3 本市の地域特性

(1) 地勢	3
(2) 気候	3
(3) 地形の概要	3
(4) 地質の概要	3
(5) 交通	3
(6) 人口及び世帯数	4
(7) 産業別人口構成	4
(8) 過去の災害被害	5

4 想定する自然災害

(1) 地震	7
(2) 風水害、土砂災害	7
(3) 雪害	7

5 被害想定

(1) 地震	8
(2) 風水害	8
(3) 土砂災害	10
(4) 雪害	11

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
--------------------------	----

7 脆弱性の評価

(1) 直接死を最大限防ぐ	12
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	16
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	18
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	18
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	19
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	19
(7) 制御不能な二次災害を発生させない	20
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	22

8 リスクシナリオごとの推進方針	24
------------------	----

9 計画の推進体制・進捗管理・改訂

(1) 計画の推進体制	34
(2) 進捗管理	34
(3) 計画の改訂	34

1 計画の策定の背景と趣旨・位置付け・期間

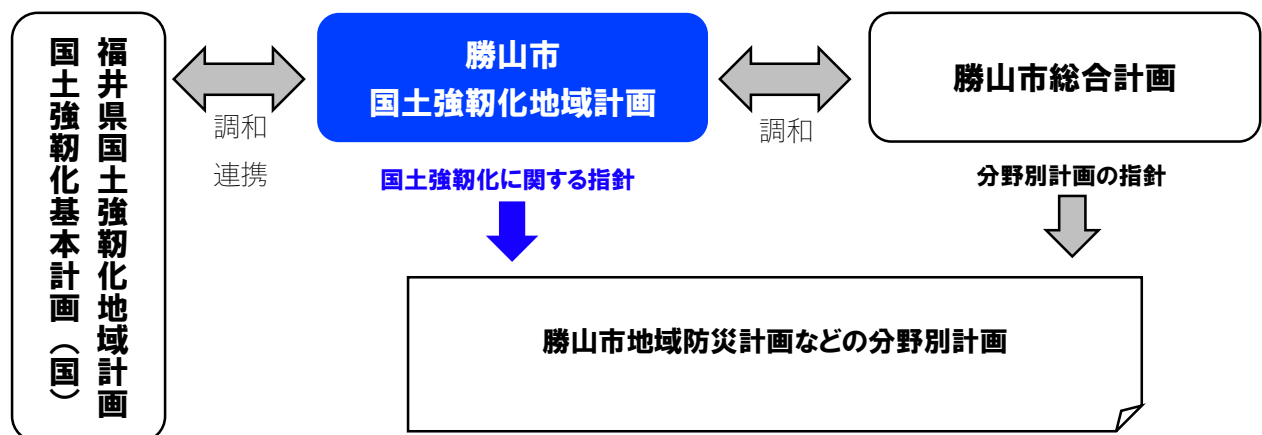
(1) 計画の策定の背景と趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靭化基本法」を制定し、平成 26 年 6 月には、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画として「国土強靭化基本計画」を策定した。それを受け、福井県においては、平成 30 年 10 月に「国土強靭化地域計画」を策定した。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、いかなる災害が起こっても機能不全に陥ることなく、いつまでも住み続けられる「強靭な地域」をつくりあげるため、「勝山市国土強靭化地域計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」であり、本市の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。そのため、本市の最上位計画である「勝山市総合計画」との調和を図るとともに、地域防災計画をはじめとする本市の分野別計画の指針とするものである。



(3) 計画期間

本計画の期間は中長期的な視点の下で施策を推進する国の方針に基づき、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間とする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化等により、必要に応じて改訂を検討する。

2 強靱化の目標

本計画の目標は、国の基本計画や県の地域計画との調和、第六次勝山市総合計画との調和、そして地域防災計画を踏まえ、以下の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限に図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 本市の地域特性

(1) 地勢

本市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約 28 キロメートルの地点にあり、東南は大野市に、西南は福井市、北西に坂井市、吉田郡永平寺町、北は石川県に隣接しています。面積は 253.88 平方キロメートルで、長さは東西に 23.3 キロメートル、南北に 17.0 キロメートルです。また、市の周辺は 1,000 メートル級の山々に囲まれ、中心部は県下最大の河川である九頭竜川の中流域に位置しています。

市街地は九頭竜川の流れに沿って形成された河岸段丘に位置し、明治以来の地場産業である繊維産業を基幹産業とした商工業と、古くから農林業が盛んな水と緑の豊かな田園都市です。

(2) 気候

典型的な内陸性気候で、一年を通して湿潤で、寒暖の差が激しいのが特徴です。

隣接する大野市などとともに特別豪雪地帯の指定を受けており、近年では、平成 30 年（2018 年）豪雪で 198cm、令和 3 年（2021 年）豪雪では 225cm を記録し、市民生活や社会経済活動等に大きな影響を与えており、雪対策は勝山市における重要な課題の一つとなっています。

(3) 地形の概要

勝山地方の地形は山地と平野に分類でき、山地は両白山地の一部で、更に加越山地と越前中央山地に区分できる。平地は扇状地、河岸段丘、氾濫原などに分けられる勝山盆地と九頭竜川が加越山地と越前中央山地の間を流れ谷底平野を形成した志比地溝に区分できる。

(4) 地質の概要

勝山市域のほとんどは、火成岩と第四紀の洪積層に覆われ、わずかに九頭竜川の両岸及び皿川流域と滝波川流域に古生代の変成岩や中生代の堆積岩が見られる。

(5) 交通

本市における公共交通は、鉄道、バス、タクシー等によって構成されている

鉄道は、えちぜん鉄道があり、勝山市、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町の 4 市 1 町を走っており、市域を超える広域的な公共交通ネットワークの主軸となっている。

バスは、コミュニティバス、広域路線バスのネットワークが、勝山駅、福井勝山総合病院を中心結節し、地域住民の生活交通の足として市域全体をカバーしている。

また、タクシーは、鉄道やバスを補完し、少人数の移動に対してきめ細かいサービスを提供する公共交通として重要な役割を担っている。

道路網については、国道 157 号、国道 416 号のほか、長野県松本市を起点に福井市に至る中部縦貫自動車道の整備が進められ、市内では、中部縦貫自動車道の一部を構成する永平寺大野道路が平成 29 年 7

月に供用開始し、高速ネットワークの形成が図られています。

(6) 人口及び世帯数

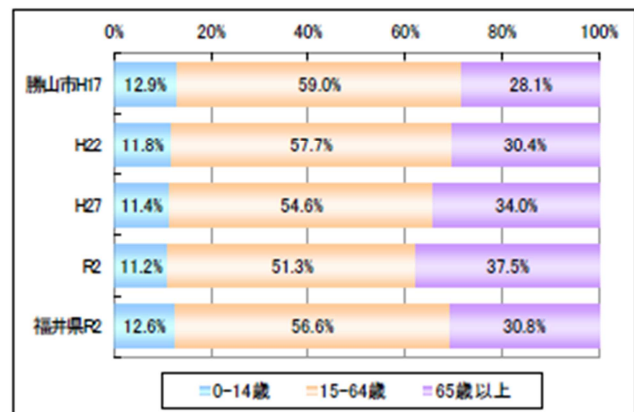
人口は、平成2年（1990年）に初めて3万人を下回って以降、減少傾向が続いており、令和2年（2020年）では22,150人となっており、平成27年（2015年）からの5年間で約2,000人減少しています。

世帯数は、平成17年（2005年）までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。1世帯当たりの人員も減少傾向にあり、世帯分離とともに少子化が進んでいることがうかがわれます。

一方、令和2年（2020年）の国勢調査による年齢階層別人口の割合は、15歳未満の年少人口が11.2%、15-64歳の生産年齢人口が51.3%、65歳以上の老年人口が37.5%となっており、高齢化が急速に進んでいます。少子化も進んでいますが、生産年齢人口割合も福井県平均と比べて大きく下回っており、労働力や担い手の不足、地域活力の低下等も懸念されます。



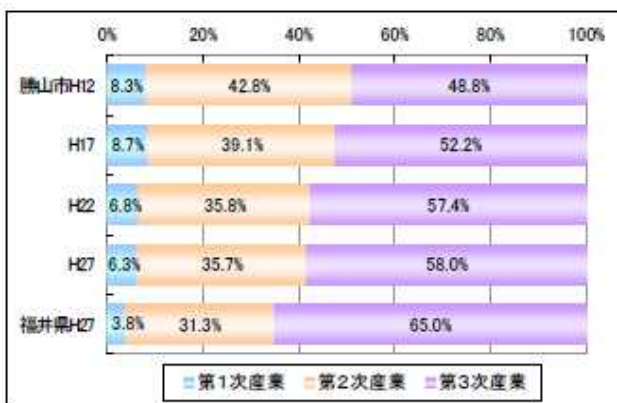
人口・世帯数の推移(資料：国勢調査)



年齢階層別人口割合の推移(資料：国勢調査)

(7) 産業別人口構成

本市の産業別人口構成は、平成27年において第1次産業が6.3%、第2次産業が35.7%、第3次産業が58.0%となっている。産業別には製造業の25.9%が最も多く、次いで医療・福祉の13.7%、建設業の9.5%、農業、林業の6.2%と続き、これら4種の産業で就業人口の約55%が占められています。



産業分類別就業者割合の推移 (資料：国勢調査)

(8) 過去の災害被害

①風水害

発生時期	主な被害
平成 23 年 7 月 7 日	・ 床下浸水 1 棟
平成 21 年 6 月 22 日	・ 床下浸水 1 棟
平成 20 年 7 月 8 日	・ 床下浸水 2 棟
平成 17 年 7 月 4 日	・ 床下浸水 9 棟
平成 10 年 9 月 22 日	・ 台風 7 号 ・ 全壊 7 棟、一部破損 16 棟、軽微な破損 44 棟
平成 10 年 8 月 14 日	・ 床下浸水 14 棟
平成 10 年 8 月 7 日	・ 床上浸水 8 棟、床下浸水 111 棟
昭和 56 年 7 月 2 日～7 月 3 日	・ 負傷者 2 人 ・ 全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 2 棟 ・ 床上浸水 86 棟、床下浸水 214 棟
昭和 44 年 8 月 8 日～8 月 11 日	・ 床上浸水 35 棟、床下浸水 194 棟
昭和 40 年 9 月 10 日、9 月 14 日～15 日	・ 40.9 三大風水害 ・ 死亡 6 人、負傷者 6 人 ・ 全壊 25 棟、流出 21 棟、半壊 41 棟、一部破損 112 棟 ・ 床上浸水 182 棟、床下浸水 1,325 棟
昭和 36 年 9 月 14 日～9 月 16 日	・ 第 2 室戸台風 ・ 負傷者 2 人 ・ 全壊 3 戸、半壊 11 戸、一部破損 113 戸 ・ 床上浸水 94 戸、床下浸水 132 戸
昭和 35 年 8 月 29 日～8 月 30 日	・ 九頭竜川決壊 ・ 浸水 19 戸、床下浸水 4 戸
昭和 34 年 9 月 26 日～27 日	・ 伊勢湾台風 (台風 15 号) ・ 死亡 2 人 ・ 流出 22 戸、半壊 11 戸 ・ 床上浸水 180 戸、床下浸水 173 戸
昭和 34 年 8 月	・ 台風 7 号 荒鹿橋流出 ・ 流出 6 戸 ・ 床上浸水 61 戸、床下浸水 326 戸

②土砂災害

発生時期	主な被害
平成 28 年 9 月 20 日～9 月 21 日	土砂による被害 ・ 一部損壊、床上浸水 1 棟 ・ 一部損壊、床下浸水 1 棟

昭和 40 年 9 月 10 日、9 月 14 日～15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40.9 三大風水害 山崩れによる被害 ・ 死亡 4 人、負傷者 4 人 ・ 全壊 3 戸
--------------------------------	---

③雪害

発生時期	主な被害
令和 3 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 225 cm を記録 ・ 死亡 1 人、重傷者 1 人、軽傷者 5 人 ・ 一部損壊 9 棟 ・ 床上浸水 2 棟、床下浸水 9 棟
平成 30 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 204 cm を記録 ・ 死亡 2 人、負傷者 11 人 ・ 建物の被害 174 棟
平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 145 cm を記録 ・ 死亡 2 人、負傷者 9 人 ・ 一部損壊 25 棟
平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 150 cm を記録 ・ 死亡 1 人、負傷者 6 人 ・ 一部損壊 2 棟 ・ 床下浸水 2 棟
平成 17 年 12 月～平成 18 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 182 cm を記録 ・ 死亡 5 人、負傷者 9 人 ・ 全壊 7 棟、半壊 4 棟、一部損壊 328 棟
平成 13 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 120 cm を記録 ・ 死亡 1 人、重傷 2 人、軽傷 5 人
昭和 59 年 1 月～3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 1 人、負傷者 11 人
昭和 55 年 12 月～昭和 56 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大積雪深 270 cm ・ 死亡 1 人、負傷者 7 人 ・ 全壊 42 棟、半壊 16 棟、一部破損 291 棟 ・ 床上浸水 60 棟、床下浸水 199 棟
昭和 38 年 1 月中旬～2 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 16 人、負傷者 2 人 ・ 全壊 42 棟、半壊 9 棟、一部破損 6,000 棟 ・ 床上浸水 185 棟、床下浸水 1,050 棟
昭和 52 年 1 月 1 日～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊 4 棟、一部破損 1 棟 ・ 床上浸水 6 棟、床下浸水 21 棟

4 想定する自然災害

本市における自然災害の想定は、過去に発生した大規模自然災害の特性を教訓に、今後発生が想定され、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の3つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定している。

(1) 地震

『「福井県地震被害予測調査業務報告書（合本版）」（平成24年3月）福井県・応用地質株式会社』を基に、本市に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

- ① 震源：福井平野東縁断層帯主部
- ② マグニチュード：7.6

【勝山市地震対策業務継続計画 H28.5月】

(2) 風水害、土砂災害

国または県の河川整備計画で設定する、過去最大級の大雨を想定した。

- 九頭竜川（中流）：2日間の総雨量が652mm

【福井県 洪水浸水想定区域図】

(3) 雪害

過去に発生した大雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定する。

- ① 昭和56年：最大積雪深270センチの大雪（1/15）
- ② 平成30年：最大積雪深204センチの大雪（2/8）
- ③ 令和3年：最大積雪深225センチの大雪（1/10）

【勝山市消防本部 独自観測所データ】

5 被害想定

(1) 地震

『「福井県地震被害予測調査業務報告書（合本版）」（平成 24 年 3 月）福井県・応用地質株式会社』に基づく被害想定

①想定断層

福井平野東縁断層帯主部

②震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は 7 で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布

③被害の概要

		想定断層	福井平野東縁断層帯主部		
現象		地震の規模（マグニチュード）	7.6		
		震度	5 弱～6 強		
		発生条件・時刻	冬 5 時	秋 15 時	冬 18 時
被害	建物	全壊棟数（棟）	213	157	213
		半壊棟数（棟）	880	880	880
	火災	出火件数（件）	0	0	1
		焼失棟数（棟）	0	0	8
	人的	死者（人）	14	8	12
		負傷者（人）	127	88	100
		避難者数（人）	1,136		
	ライフライン	電力（停電率・％）	2.0	1.4	2.0
		通信（固定電話不通率・％）	0.1	0.1	0.2
		通信（携帯電話不通回線率）	20%未満		
		LP ガス（被害率・％）	0.42		
上水道（断水率・％）		28.9			
下水道（下水道管渠被害率・％）		2.73			

(2) 風水害

近年地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化しています。本市においては、台風や暴風雨、集中豪雨などにより水害を受けやすい地域特性を有しており、豪雨時に中小河川や用排水路に起因した局所的な内水氾濫の危険性が高まる傾向にあります。

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。水防法の改正（平成 27 年 5 月）に伴い、計画規模の降雨（※1）及び想定最大規模の降雨（※2）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域として指定・公表しています。

※1 計画規模の降雨

河川整備の目標とする降雨で、河川の重要度により河川ごとに設定

※2 想定最大規模の降雨

当該河川等における実績降雨だけでなく、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定

各河川における確率規模と降雨量

項目	河川名	計画規模の降雨量 (確率規模)	想定最大規模の降雨量 (確率規模 1/1000 以上)
水位周知河川	九頭竜川	410.0mm/48 h (1/80)	652.0mm/48 h
県管理河川	岩屋川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	畝見川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	古川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	皿川	181.9mm/24 h (1/30)	804.1mm/24 h
	温川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	野津又川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	日谷川	157.5mm/24 h (1/10)	813.0mm/24 h
	宮前川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	鹿谷川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	東川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	滝波川	181.9mm/24 h (1/30)	763.1mm/24 h
	杉山川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	暮見川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	大蓮寺川	191.6mm/24 h (1/50)	813.0mm/24 h
	三室川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
	淀川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h
女神川	181.9mm/24 h (1/30)	813.0mm/24 h	
浄土寺川	214.0mm/24 h (1/80)	813.0mm/24 h	

【福井県 洪水浸水想定区域図、水害リスク図】

(3) 土砂災害

本市では、地形的な特性から土砂災害の法指定区域や危険個所が多数分布しています。台風や地震などの二次災害として土砂災害の発生が想定されます。

勝山市の法指定区域

区分		箇所数
土砂災害警戒区域		535 箇所
	急傾斜	267 箇所
	土石流	246 箇所
	地すべり	22 箇所
土砂災害特別警戒区域		434 箇所
	急傾斜	258 箇所
	土石流	176 箇所
	地すべり	0 箇所

【福井県土砂災害防止法 区域指定（勝山市）令和3年10月12日現在】

(4) 雪害

50年に一度の降雪量となる大雪により大雪特別警報が発令される際の降雪量を想定した。

○ 市街地積雪深 237 cm

【気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁）】

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下の23項目を設定した。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1	(1-1) 大規模地震による住宅・建物や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による多数の死傷者の発生
	2	(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊
	3	(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	4	(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	5	(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	6	(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止
	7	(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態
	8	(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	9	(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	10	(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	11	(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない	12	(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	13	(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止
	14	(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	15	(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	16	(6-4) 交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	17	(7-1) 市街地での大規模火災の発生
	18	(7-2) ダム、防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	19	(7-3) 危険物等の大規模拡散・流出
	20	(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	21	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	22	(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23	(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7 脆弱性の評価

国等が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。

具体的には、リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について、分析・評価を行った。

(1) 直接死を最大限防ぐ

No.1(1-1) 大規模地震による住宅・建物や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 市民に対し、住宅の耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し、住宅の耐震化を促進する必要がある。また、住宅の克雪化を促進することで、冬季の地震時における住宅の積雪荷重を軽減し、住宅の倒壊防止を図る必要がある。
- 耐震診断が義務付けられた病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物や緊急輸送道路沿道の建築物、避難路沿道構築物などについては、耐震化や倒壊防止を促進する必要がある。
- 建物の更新時期を捉えて、老朽化した建築物の建て替え等により、まちの耐震化を促進する必要がある。
- 住宅セーフティネットの根幹を担う市営住宅を適切に管理する必要がある。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等については、耐震化を徹底するとともに、避難所となる小中学校等については、窓ガラスの飛散防止対策や非構造部材の耐震化など、施設の防災機能を強化する必要がある。
- 避難路に面し、地震等により倒壊の危険性があるブロック塀等の除却または建替えを推進する必要がある。

(避難場所等の確保)

- 大規模地震の発生に備え、指定緊急避難場所となる都市公園を適切に維持管理する必要がある。
- 各地区での避難場所に加え、観光客が多く集まる中心市街地においても、指定緊急避難場所を確保する必要がある。
- 倒木の恐れのある街路樹の対策や沿道建物の耐震化に加えて、電柱の占用制限の検討など、避難路の通行を妨げないための取り組みを推進する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
- 大規模災害や特殊災害に備え、消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害や特殊災害に備え、消防団員の必要数を確保、また消防団協力事業所との連携を促進する必要がある。
- 自主防災組織と消防団との連携を確立し、地域防災力の充実・強化を図るため、防災士など必要な人員を確保するとともに、自主防災組織の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。

- 公助の手が回らないことも想定し、住民や企業等の自発的な消防・防災活動に関する地区防災計画制度の普及・啓発を行い、計画策定を促進する必要がある。
- 学校への登下校中等に大災害が発生するなど、様々な場面が想定されるため、学校だけでなく地域の協力を得ながら、実践的な防災教育を実施し、児童・生徒自身が自分の身を守る力を身に付けていく必要がある。
- 児童福祉施設等において、利用児童等の安全を確保するため、各種災害に備えたマニュアルの作成と防災教育訓練の充実を図る必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNSをはじめとしたICTの活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。

(防火体制の強化)

- 大規模災害から人命を保護するための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築するとともに、救助救護訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 事業所からの火災発生の危険があるため、自衛消防組織の強化を図る必要がある。
- 大規模火災に対応するため、大規模事業所は近隣地区と災害時における協力体制を構築する必要がある。
- 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防施設・設備の整備を計画的に推進する必要がある。

No.2(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊

(大雪時における道路管理体制の強化)

- 道路交通の麻痺を回避するため、消雪施設の計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
- 大雪時の雪崩等による国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。

(除排雪体制の確保)

- 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業や除雪事業者の担い手の確保と育成の観点から、就労環境の改善等を促進する必要がある。
- 豪雪や極端な暖冬小雪など予測不能な降雪状況により除雪業務収入が不安定な状況の中、除雪事業者の弱体化を防ぎ、除雪機動力を維持する必要がある。
- 担い手が不足する除雪オペレータについて、養成するなどし確保を促すとともに、除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い、除雪体制を維持する必要がある。
- GPS機能を活用した除雪機械運行管理システムや自動運転などの新技術等を導入することにより、除雪技能の継承や効率的な除雪業務を進める必要がある。
- 地域における雪かきは、自助・共助が基本となり、特に近隣での助け合いが有効なため、共助の重要性について、市民一人一人の協力が得られるよう周知と啓発を行う必要がある。

(公共交通等の運行確保)

- 大雪時の公共交通（京福バス・コミュニティバス・タクシー）の運行を確保するため、事業者や県などとの連携体制の強化を図る必要がある。

○ 大雪時の列車の全面運休を回避するため、鉄道事業者（えちぜん鉄道）は、雪に関する情報をきめ細やかに収集し、除雪計画を策定して運転計画を立てる必要がある。

○ バス運行に必要な道路幅員を確保するため、バス事業者は、危機管理に対する対応の見直しや道路管理者との情報共有を徹底する必要がある。

（空き家対策）

○ 大雪により住宅等が倒壊する危険性があるため、老朽危険空き家等の除却を促進する必要がある。

（燃料等の確保）

○ 大雪時においても除雪車の軽油や市民へのガソリン、灯油などの供給が滞ることがないように、燃料の搬入路を確保するとともに、燃料の在庫情報を収集する必要がある。

（消防水利の確保）

○ 大雪時の火災に備え、消防団及び自主防災組織と連携し消防水利の確保に努める必要がある。

（関係機関の連携・情報共有）

○ 大雪時に必要な情報を適切かつ迅速に共有するため、国や県などの関係機関との連携体制を強化する必要がある。

○ 暴風雪や豪雪等の被害を防ぐためには早期・適切な退避行動が重要であるため、平時から防災気象情報を利活用する取り組みを推進し、暴風雪や豪雪予測時においては、不要不急の外出を抑制させる必要がある。

○ 大雪時における交通の停滞を防ぐため関係機関の協力体制を強化するとともに、送配電の雪害対策や、復旧迅速化のための行政・自衛隊・電力会社との連携、復旧マニュアルの整備など、ハード・ソフト両面の対策を実施する必要がある。

No.3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（浸水想定区域の周知）

○ 福井地方气象台では、大雨警報等の防災気象情報や、国・県が管理する河川について指定河川洪水予報を発表しており、これら情報とハザードマップを活用して、市民に対し防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。

○ 身を守る行動の取り方等について理解を促すため、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じて、防災訓練や防災教育等を継続的に実施するとともに、住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画制度の普及・啓発を行い、計画策定を促進する必要がある。

（治水対策の推進）

○ 集中豪雨等に伴う大規模水害を未然に防ぐため、河川の浚渫、浸水常襲地域の河川整備や浸水対策事業を計画的に実施するとともに、国・県が実施する河川改修事業の促進を図る必要がある。

○ 既存の施設では防ぎきれない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、河川管理者を含めた協議会等において、減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川のハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する必要がある。

（救助体制の強化）

○ 大規模災害を想定し、国・県・周辺市町と連携した広域的かつ実践的な訓練を実施し、防災力の強化を図る必要がある。

- 大規模災害時に多数の死者を発生させないため多数傷病者発生時の救急救助体制の確立を推進する必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNSをはじめとしたICTの活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。(再掲 1-1-1)

No.4(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域の周知)

- ハザードマップを活用し、警戒区域を有する地域において避難訓練を実施し、避難場所や避難経路、避難体制について住民への周知を図る必要がある。

(森林の保全・整備の推進)

- 森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐や針広混交林化等の森林整備を促進する必要がある。
- 国・県と連携し、山地災害が発生する危険性の高い箇所の把握や保安林の指定、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策など、防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達や、SNSをはじめとしたICTの活用による情報共有などの情報通信関係施策を推進する必要がある。(再掲 1-1-1)

(救助体制の強化)

- 大規模災害時に多数の死者を発生させないため多数傷病者発生時の救急救助体制の確立を推進する必要がある。

No.5(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(住民等への情報伝達の強化)

- 音声で情報を伝達する防災行政無線や無線の放送内容を電話で聞けるサービス、携帯電話会社のサービスである緊急速報(エリア)メール、登録制防災メール、WEBサイトやスマートフォンアプリケーションを利用した情報伝達など、災害情報を伝達する手段の多様化を図り、平時から市民に対して情報取得方法とその重要性を周知することが必要である。
- 観光客等の来訪者に対して災害情報を伝達するため、市内の観光施設等へのWi-Fiの整備や、来訪者が気軽に使える防災用スマートフォンアプリケーション等の整備を推進する必要がある。
- 市内に居住している外国人のために、公園等の指定緊急避難場所の案内表示を多言語化するなど、災害情報等を的確に伝達する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 高齢者や障害者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者のうち、避難等に特に支援を要する避難行動要支援者について、迅速で円滑な支援が求められるため、地域における避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。
- 自主防災組織の結成促進と育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。

- 小中学校の児童・生徒に対して、本市が実施する総合防災訓練への参加を促すとともに、学校で行う避難訓練に加えさまざまな学習場面を活用して、防災・防犯教育を進めていく必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

No.6(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 各種団体や企業と締結している物資供給や物資搬送に関する災害時応援協定の実効性を高めるとともに、さらなる企業等との協定締結を推進する必要がある。
- 円滑に支援物資を輸送するため、関係機関と連携して体制を構築するとともに、訓練等を実施し、迅速かつ効率的な輸送に向けて取り組む必要がある。
- 被災地への円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築するとともに、災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人航空機の導入や早期に被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 物資の流通と受援体制を確保するため、本市と関東及び中京方面を結ぶ広域幹線道路となる中部縦貫自動車道の整備を促進する必要がある。
- 緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する必要がある。
- 災害時に備え、応急給水のための設備機器の整備の拡充を行うとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

(非常用物資の備蓄)

- 避難所について、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取り組む必要がある。
- 避難所について、寒さ・暑さ対策としてストーブや冷風機等の配備と毛布等を備蓄するとともに、停電対策として非常用電源の整備やコンセントを使わないライト、簡易間仕切りを配備するなど、備蓄の増強を図る必要がある。
- 食料・飲料水の備蓄について、妊婦や乳幼児、高齢者、アレルギーを持つ人に配慮し、県と連携し、さらに充実する必要がある。

No.7(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

(避難所の運営強化・環境改善)

- 災害時の避難所となる公民館について、老朽化が進んでいる施設や、バリアフリー化されていない施設があるため、大規模改修などの対応を検討する必要がある。各小中学校の体育館について、安全な避難のための玄関へのスロープの設置や出入り口の扉の改修、洋式便器の設置などを行ってきたが、今後、高齢者や障害者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者が支障なく過ごせるよう、体育館の建替えや大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進する必要がある。

- 長期間の避難所生活を余儀なくされた際には、地域住民が中心となって避難所の適切な運営を行う必要がある。
- 自主防災組織について、研修会等を通じて知識や技術を発信することにより地域の防災リーダーの育成を図るとともに、組織を活性化する必要がある。
- 大規模災害時に通信システムの障害や通信規制により、携帯電話等の利用が困難になることが想定され、加えて、安否確認や被災状況の確認、緊急連絡も困難になるため、特設公衆電話等の設備を導入する必要がある。

No.8(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落までの経路啓開体制の構築)

- 自然災害等による交通ネットワークの断絶が及ぼす地域の孤立を防ぐため、本市が管理する幹線道路の耐災害性の向上や、狭あい道路の改良を推進する必要がある。
- 孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効に活用するとともに、関係機関と連携して緊急輸送時の体制を構築する必要がある。
- 孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 高齢者や障害者などの災害時に特に配慮を要する要配慮者のうち、避難等に特に支援を要する避難行動要支援者について、迅速で円滑な支援が求められるため、地域における避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。(再掲 1-1-5)
- 自主防災組織の結成促進と育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。(再掲 1-1-5)

No.9(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生

(医療支援体制の整備)

- 災害時に救護所を速やかに設置し、医療従事者による応急医療を行うため、協定を締結している(一社)勝山市医師会等の関係機関や団体との連携を強化し、重軽傷者に対して迅速かつ適切な処置を行う必要がある。
- 県や(一社)勝山市医師会等の関係機関や団体の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。
- 医薬品等の供給を関係機関から円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。
- 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施できる体制を整備する必要がある。

(疫病・感染症対策の強化)

- 避難所において、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する必要がある。
- 避難所で感染症等が発生することを前提として、簡易間仕切り等の資器材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資器材などの備蓄に努める必要がある。
- 避難所において、汚水を直接公共下水道に流すことができ、衛生面において優れているマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を進める必要がある。

- 災害の発生状況に応じて県に対し感染症対策の支援要請を行うこととしているが、避難所における消毒が迅速に実施できるよう防疫業務の協力体制について、より充実させる必要がある。
- 大規模災害時においても火葬業務を円滑に実施するため、埋火葬体制を維持・整備する必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

No.10(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

(行政の業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生時においても業務継続を図るため、拠点施設の耐震化を速やかに推進する必要がある。
- 業務継続計画に基づき、平時から継続のための資源の確保と非常時優先業務の実施体制を構築しておくとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。
- 緊急通報を受付する消防緊急通信システムや災害活動における情報伝達手段の消防救急デジタル無線等の被災時における業務を継続する体制を構築する必要がある。

(応援・受援体制の整備)

- 大規模災害発生時、本市職員のみでの対応では業務の継続に支障を来す場合が想定されるため、非常時に応援を要請する自治体を、各業務分野について確保しておく必要がある。
- 大規模災害発生時に県内及び他県の応援隊の受け入れ体制を構築するため、消防本部の受援計画の内容を適時見直し、実効性のある計画にする必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

No.11(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(庁舎等の電力・燃料の確保)

- 市庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点施設に3日間(約72時間分)の非常用電源を確保する必要がある。
- 本市の業務継続のため、嶺北石油組合との協定により石油燃料の優先供給を受けることとなっているが、供給を受けるまでの期間の目安として、3日間(約72時間分)稼働可能な燃料を確保する必要がある。
- 本市の業務継続のため、(一社)福井県LPガス協会勝山支部との協定によりガスの優先供給を受けることとなっているが、供給を受けるまでの期間の目安として、3日間(約72時間)稼働可能な燃料をストックする必要がある。
- 防災行政無線については無停電時のバッテリーを整備完了しているが、今後は、長期停電時にも使用できる情報通信機器について検討・研究する必要がある。
- 消防緊急通信システム等の停電時の電源確保のため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備などの非常用電源設備の適正な維持管理を図る必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

No.12(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

(企業等の業務継続体制の促進)

- 災害時においても企業活動が停滞しないよう、勝山商工会議所をはじめとした関係団体等と協力体制を構築するとともに、企業における業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- 企業の事業継続に向けた取り組みを促進するため、平時から地域の具体的な被害予測などの様々な情報提供を行うとともに、災害時には総合相談窓口などの体制を構築する必要がある。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

No.13(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止

(電力・燃料等の供給確保)

- 災害発生時の電力の長期供給停止を防ぐ必要がある。
- 情報通信設備（NTT 設備）に供給される商用電力が停電した場合、代替となる給電を確保する必要がある。
- 大規模災害発生時、ガソリンや灯油をはじめとした燃料の供給機能を早期に復旧する必要がある。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されるため、国・県と連携するとともに、関係団体などとの応援協定を確認し、協力体制を構築する必要がある。

No.14(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・供給体制の整備)

- 持続可能な水道事業を実現するため、重要基幹施設である配水施設及び基幹管路の耐震化を推進する必要がある。
- 災害発生時に低下した水道供給機能を早急に復旧させるため、非常時に着実に業務が継続できる体制を整備する必要がある。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体等との協力体制を構築する必要がある。

No.15(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の防災対策)

- 大規模地震発生時も汚水処理機能を維持するため、既設の下水道施設や農業集落排水処理施設の長寿命化を図る必要がある。
- 今後、標準耐用年数を超えた管路が増加するため、管内調査に基づき、緊急度の高い箇所から管路の耐震化と液状化対策を考慮した管路整備を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時に低下した下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画を策定している

が、必要に応じて適宜見直しを行い、着実に業務が継続できる体制を整備する必要がある。

- 大規模災害発生時にし尿処理機能を維持するため、老朽化しているし尿処理施設について、新たに建設する必要がある。
- 災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を積極的に締結する必要がある。

No.16(6-4) 交通ネットワークの機能停止

(交通施設等の耐災害性の強化)

- 大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するために、交通施設や施設周辺における地震や水害、土砂災害、雪害等への対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する必要がある。(再掲 2-2-1)
- 倒木の恐れのある街路樹の対策や沿道建物の耐震化に加えて、電柱の占用制限の検討など、避難路の通行を妨げないための取り組みを推進する必要がある。(再掲 1-1-1)
- 道路や橋等の社会インフラについて、長寿命化修繕計画等に基づき、点検・診断・補修補強を実施し、計画的に維持管理・更新する必要がある。
- 安全な避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、狭あい道路については、拡幅や改善整備を行う必要がある。

(交通事業者・関係機関等との連携強化)

- 国・県・市町などが参加する「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の劣化診断の結果などを情報共有し、連携を図る必要がある。
- 災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- 鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について関係機関との連携を推進する必要がある。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

No.17(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(地域防災力の強化)

- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や一般家庭防火診断等を実施し、市民の防火意識の高揚を図るとともに、市民が参加する火災対応訓練を行う必要がある。
- 大規模火災に対応するため、大規模事業所は近隣地区と災害時における協力体制を構築する必要がある。(再掲 1-1-1)
- 地域防災の中核である消防団の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに装備や教育訓練の充実を図る必要がある。
- 大規模災害や特殊災害に備え、消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲 1-1-1)

(防火体制の強化)

- 市街地での大規模火災に対応するため、木造建物が密集する区域での消火活動体制を構築するとともに、木造家屋密集地域警防計画の内容を適時見直し、実効性のある計画にする必要がある。
- 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防施設・設備の整備を計画的に推進する必要がある。(再掲 1-1-1)

No.18(7-2) ダム、防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(住民等への情報伝達の強化)

- Jアラートについては、連携する情報伝達手段の多重化を推進し、住民に対し迅速かつ適切に災害情報を提供することにより、げ遅れの発生等を防止する必要がある。
- 地図情報や防災情報などの多様なデータを管理できる防災システムを構築し、活用する必要がある。

(ダム等の耐災害性・連携体制の強化)

- ダムやため池、防災施設等の管理者は、平時から点検・診断を実施し施設機能の維持・充実を図るとともに、災害への耐性の強化に努める必要がある。
- 大規模地震対策やその後の降雨等による二次災害の防止対策として、多数の死者を発生させないための被災者救助施策や捜索関係施策を推進する必要がある。
- 発電施設などの電力供給システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性についての不断の評価と必要な対策を求める必要がある。
- ダムの計画規模を超える洪水に対しては、住民の避難行動等につながる情報を的確に提供するとともに、関係者が連携して、事前放流などの既設ダムを有効活用したハード対策とダム情報の充実などのソフト対策に、一体的に取り組む必要がある。
- 避難行動や災害の未然防止に繋げるダムの操作、その際に提供される防災情報などについて、ダム管理者だけでなく、河川管理者、地域住民、利水者等の関係者が相互に連携し、行動につながる対策を推進する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 災害対応機関等の災害対応力の向上と併わせて、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、自主防災組織などの充実強化を促進していく必要がある。
- 学校や職場、地域の自主防災組織において、身を守る行動の取り方をはじめとした防災訓練や防災教育などを、継続的に実施する必要がある。

No.19(7-3) 危険物等の大規模拡散・流出

(危険物等の漏えい対策の強化)

- 危険物等を貯蔵する事業者を把握するため、関係機関と情報共有を充実する必要がある。
- アスベストなどの有害物質については、事前に有害物質の有無の把握に努めるとともに、建設リサイクル法に基づく解体工事の際の事前調査の義務付けや、建築基準法に基づく増改築の際などの除去の義務付けなどの関連法規の順守を徹底し、除却等の拡散防止を行う必要がある。
- 風水害等による河川氾濫や土砂災害により、危険物等の河川等への大規模拡散や流出への対応を

強化する必要がある。

- 危険物等を貯蔵する事業者に対し、ハザードマップを活用して風水害時における有害物質や危険物などの使用停止等、危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 危険物等の漏えい等に備え、事業者に対して資器材の備蓄と初期対応訓練の実施を促進する必要がある。
- ガス等の漏えいについては、ガス漏れ警報器やマイコンメーターを整備し大規模拡散の低リスク化を図っているが、今後は、より迅速かつ適切な対応ができるよう二次災害防止対策を含めた初期対応訓練を充実させる必要がある。

No.20(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地の保全・整備の推進)

- 農地などへの水害を未然に防ぐため、老朽化した農業水利施設等の更新をはじめとした施設の整備と、危機的な渇水による被害を防ぐため、国・県・事業者等の関係者が連携して被害の軽減や渇水に備える取り組みを進める必要がある。
- 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地の保全活動の低下が懸念されるため、地域の主体性や協働力を生かした農地や農業水利施設等の適切な保全管理を促進していく必要がある。
- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの活性化を促進する必要がある。

(森林の保全・整備の推進)

- 国・県と連携し、山地災害が発生する危険性の高い箇所の把握や保安林の指定、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策など、防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。
(再掲 1-1-4)
- 森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐や主伐後の再造林をはじめとした森林整備の実施とともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を支援し、森林境界の明確化や集約化を図るための条件整備などを推進する必要がある。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

No.21(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町や団体との連

携、市民への広報手段などについて盛り込む必要がある。

No.22(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路管理体制の強化)

- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、市道の除雪協力企業などが加盟する(一社)勝山建設業会と協力体制を構築するとともに、速やかな復旧・復興に不可欠な建設業の担い手の確保を図る必要がある。
- 災害時に市道啓開の妨げとなる街路樹について、倒木防止を図る必要がある。

No.23(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の強化)

- 地域住民自らが自助・共助による地域防災体制を構築するために、住民主体による自主防災組織の活動を促進する必要がある。
- 平時には地域の防犯意識を高める啓発活動を行い、災害時には自ら地域を守る防犯隊について、今後は、パトロールの回数を増やすなどし、地域を守る活動を強化するとともに、地域コミュニティの維持や活性化に向けて、機運の醸成を図る必要がある。
- 特に人口減少下における大規模災害時においては、災害ボランティアの貢献や影響は大きいいため、平時から災害ボランティアの受け入れやその活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアに関係する取り組みを促進する必要がある。

8 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、今後推進すべき施策を検討し方針をまとめた。

また、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、重要業績指標（KPI）を設定した。

(1) 直接死を最大限防ぐ

No.1(1-1) 大規模地震による住宅・建物や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「勝山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建物の耐震診断や耐震改修などへの支援策を充実させるとともに、その周知を強化し耐震化を促進する。また、克雪住宅推進事業を促進する。
- 「勝山市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、市有施設の耐震化と長寿命化を推進する。
- 「勝山市公共施設等総合管理計画」、「勝山市公営住宅等長寿命化計画」、「勝山市学校施設長寿命化計画」等に基づき、市有施設の耐震化と長寿命化を推進する。
- 「勝山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、「住宅・建築物安全ストック形成事業（ブロック塀等の安全確保に関する事業）」を推進する。

(避難場所等の確保)

- 指定緊急避難場所となる都市公園の樹木を適切に維持管理する。

(地域防災力の強化)

- 消防団の人員確保に努めるとともに、教育訓練や装備など活動環境の充実を図る。
- 消防職員や消防団員の災害対応能力を向上させるため、県消防学校等での教育訓練を推進する。
- 消防団について、機能別団員の活用や入団促進 PR を行い団員必要数の確保に努め、消防団協力事業所との合同訓練を行うなど、連携を高め防災力の強化を図る。
- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を推進する。
- 研修などを通じて地区防災計画制度の普及・啓発を図り、地域住民の防災意識の高揚を図る。
- 地域、学校、行政が協力し、児童・生徒の防災・防犯教育を実施する。
- 児童福祉施設等における災害対応マニュアルの策定や防災教育訓練を促進する。

(住民等への情報伝達の強化)

- 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。

(防火体制の強化)

- 大規模災害時に懸念される救助・救急体制に対し、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な受援体制を構築し受援計画に基づく訓練を実施する。
- 事業所に対する立入検査を実施し消防用設備等の適正管理を促すとともに、事業所による自衛消防訓練を指導し自衛消防組織の強化を図る。
- 大規模事業所や医療福祉施設に対し、近隣地区と災害時における協力体制の構築を図る。
- 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両等の資機材、消防施設（耐震性貯水槽）を計画

的に整備する。

(重要業績指標 (KPI))

○住宅の耐震化	63.7% (R2) ⇒90% (R8)
○旧耐震基準時に建てられた木造住宅の耐震診断及び補強プランの作成に伴う費用に対して補助した件数	8件 (R3) ⇒10件 (R8)
○多数の者が利用する特定建築物の耐震化	92.3% (R2) ⇒95% (R8)
○消防団員の実員数	292人 (R3) ⇒290人 (R8)
○消防・防災訓練に参加する人の割合	33.5% (R3) ⇒50% (R8)
○受援計画に基づく訓練の実施	1回 (R3) ⇒4回 (R8)

No.2(1-2) 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊

(大雪時における道路管理体制の強化)

- 市道の消雪施設を計画的に維持管理・更新する。
- 避難路と緊急車両の通行を確保するため、道路・橋等を計画的に維持管理・更新するとともに、幹線道路等の整備促進に努める。
- 雪崩による災害を未然に防止するため、雪崩災害の恐れがある箇所のパトロールを実施し、管理体制の強化に努める。

(除排雪体制の確保)

- 除雪委託単価等の適正な見直しを適時行うなど、除雪業者の弱体化を防ぐため、人材育成及び人件費を保証する制の確立を推進し、除雪機動力の維持に努める。
- 除雪業務を紹介するイベントや養成講座等を開催し除雪オペレータの確保に努めるとともに、人材育成及び人件費を保証する制度の確立を推進する。また、除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い、除雪体制の維持に努める。
- GPS機能を活用した除雪機械運行管理システムや自動運転などの新技術等を調査研究し、導入することにより除雪技能の継承や効率的な除雪業務を推進する。
- 雪害対策会議を開催し、市民や行政、関係機関などの協力体制を構築し、地域ぐるみ雪下ろし支援事業など雪に強いまちづくりを推進する。

(公共交通等の運行確保)

- 大雪時の公共交通（京福バス・コミュニティバス・タクシー）の運行を確保するため、事業者においては情報収集を行い運転計画を立てるとともに、市は事業者や県などとの連携体制の強化を図る。
- 大雪時の公共交通（えちぜん鉄道）の運行を確保するため、事業者においては情報収集を行い運転計画を立てるとともに、市は事業者や県などとの連携体制の強化を図る。

(空き家対策)

- 空き家所有者への適切な管理を促すとともに、老朽危険空き家等の除却への支援を行い、危険の排除に努める。

(燃料等の確保)

- 軽油、ガソリン、灯油などの燃料について、円滑に供給できる体制を構築する。

(消防水利の確保)

- 大雪時の火災に備え、消防本部、消防団、自主防災組織が一体となり、消防水利の確保に努める。

(関係機関の連携・情報共有)

- 国や県などの関係機関との連携を強化し、大雪時における情報共有の迅速化を図る。
- 平時から防災気象情報の活用を推進し、暴風雪や豪雪予測時の市民の意識啓発や行動に繋げる。
- 大雪時における緊急車両の通行障害に対する協力体制の構築と、通行障害を想定した緊急車両の出場体制の強化を図る。

(重要業績指標 (KPI))

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| ○消雪施設補修箇所数（取水施設） | 0箇所（R2）⇒3箇所（R8） |
| ○消雪施設の整備延長 | 19.1 km（R2）⇒20.1 km（R8） |
| ○全市域の除雪機械の台数（民間含む） | 127台（R2）⇒127台（R8） |
| ○防災、防犯上危険な空き家の解体工事について、その費用を補助した件数 | 10件（R3）⇒5件（R8）毎年5件以上 |

No.3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(浸水想定区域の周知)

- ハザードマップ等を活用して、市民の危機管理意識の向上を図る。
- 研修などを通じて地区防災計画制度の普及・啓発を図り、地域住民の防災意識の高揚を図る。（再掲 1-1-1）

(治水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐため、市内を流れる普通河川の老朽箇所や狭窄部を優先的に整備するとともに雨水管路の整備を行い、国や県が実施する河川改修事業を促進する。
- 本市が管理する支流（普通河川）について、河川の治水対策を目的とした計画的な浚渫や効果的なハード・ソフト対策を実施する。

(救助体制の強化)

- 大規模災害で多数傷病者が発生した想定の実施し、その中で広域的な連携（受援）体制を構築する。
- 大規模災害で多数傷病者が発生した想定の実施し、広域的な連携を含めた救急救助体制を確立する。

(住民等への情報伝達の強化)

- 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。（再掲 1-1-1）

No.4(1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域の周知)

- ハザードマップ等を活用して、市民の危機管理意識の向上を図る。（再掲 1-1-3）

(森林の保全・整備の推進)

- 土砂災害防止・被害軽減の観点からも、間伐や針広混交林化等の森林整備を促進する。
- 国・県と連携し、防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。

(住民等への情報伝達の強化)	
○ 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。(再掲 1-1-1)	
(救助体制の強化)	
○ 大規模災害で多数傷病者が発生した想定 of 訓練を通じ、広域的な連携を含めた救急救助体制を確立する。(再掲 1-1-3)	
(重要業績指標 (KPI))	
○民有林 間伐面積	0 ha (R3) ⇒3,115 ha (R12)

No.5(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
(住民等への情報伝達の強化)	
○ 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。(再掲 1-1-1)	
○ 観光施設等への Wi-Fi 整備の充実を図る。	
○ 外国人を含めた全ての市民に災害情報等を伝えるため、情報提供媒体の多言語化を促進する。	
(地域防災力の強化)	
○ 地域による避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、避難支援体制の構築を促進する。	
○ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。(再掲 1-1-1)	
○ 地域、学校、行政が協力し、児童・生徒の防災・防犯教育を実施する。(再掲 1-1-1)	
(重要業績指標 (KPI))	
○登録制緊急メール登録者数	3,400 人 (R3) ⇒3,400 人 (R8)

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

No.6(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止	
(物資供給等に係る連携体制の整備)	
○ 災害発生時の物資供給や物資搬送に関して、各種団体や企業と協定を締結するなど連携を強化する。	
○ 円滑な物資供給を行うため、官民連携した調達 of 仕組みを構築し、訓練等を実施するとともに、情報収集や被害情報を把握できるシステムの改善に努める。	
○ 中部縦貫自動車道県内区間の全線開通整備を促進する。	
○ 緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する。	
○ 応急給水のための設備機器の整備の拡充を行うとともに、応急給水体制の整備を図る。	
(非常用物資の備蓄)	
○ 避難所における水やさまざまな食糧の確保と寒さや暑さ対策に配慮した備蓄の増強を図る。	

No.7(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

(避難所の運営強化・環境改善)

- まちづくり会館（公民館）や各小中学校の体育館について、要配慮者が支障なく過ごせるようバリアフリー化を検討する。
- 避難所の適切な運営を行うため、避難所運営マニュアルを活用した訓練を行うとともに、高齢者や障害者、乳幼児等の避難者への支援や、災害のフェーズに合わせた消防団員による避難者支援の有効性の検証を行うなど、適宜内容を見直し、実効性のあるマニュアルに更新する。
- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。（再掲 1-1-1）
- 通信事業者と特設公衆電話の導入、運用について検討する。

(重要業績指標 (KPI))

- 自主防災組織の活動率 40% (H30) ⇒ 100% (R8)

No.8(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落までの経路啓開体制の構築)

- 本市が管理する幹線道路の耐災害性の向上や、狭あい道路の改良を推進する。
- 孤立集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効に活用するとともに、関係機関と連携した緊急輸送時の体制を構築する。
- 孤立集落での災害に備え、県防災ヘリコプターを活用して活動隊を現場投入する訓練を行うなど体制の構築を図る。
- 孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する。

(地域防災力の強化)

- 地域による避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、避難支援体制の構築を促進する。（再掲 1-1-5）
- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。（再掲 1-1-1）

No.9(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生

(医療支援体制の整備)

- (一社)勝山市医師会や県などの関係機関や団体との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療や患者の搬送、健康調査、医薬品等の授受ができる体制を整備する。

(疫病・感染症対策の強化)

- 避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する。
- 避難所における感染症に備え、簡易間仕切り等の資器材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資器材などの備蓄に努める。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、避難所におけるマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。
- 避難所における消毒が迅速に実施できるよう、県との防疫業務の協力体制を充実する。

○ 大規模災害時における火葬体制の維持に努める。	
(重要業績指標 (KPI))	
○総合防災訓練の実施	0回 (R3) ⇒1回 (R8) 年1回実施

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

No.10(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下	
(行政の業務継続体制の整備)	
○ 「勝山市公共施設等総合管理計画」等に基づき、市有施設の耐震化と長寿命化を推進する。	
○ 業務継続計画について、平時から資源の確保と非常時優先業務の確認を行うとともに、必要に応じて内容を見直すなどし、実効性のある計画とする。	
○ 被災時を想定し、仮通信指令室の設定及び緊急通報の迂回対応やシステム保守業者及び関係機関との連携体制を構築する。	
(応援・受援体制の整備)	
○ 大規模災害発生時を想定し、他の自治体への速やかな応援要請ができるよう、職員の受入体制を構築する。	
○ 円滑な受援体制を構築するため、消防本部の受援計画の見直しを図り訓練等において実効性を検証する。	
(重要業績指標 (KPI))	
○勝山市受援計画の策定	無 (R3) ⇒有 (R8)

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

No.11(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
(庁舎等の電力・燃料の確保)	
○ 市庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点施設に、3日間（約72時間分）を目安として非常用電源、石油燃料、ガス燃料等を確保する。	
○ 長期停電時にも使用できる情報通信機器について検討・研究する。	
○ 消防緊急通信システム等の非常用電源設備を計画的に整備更新し、設備の充実強化を図る。	
(重要業績指標 (KPI))	
○市庁舎・消防庁舎における3日間の電力・燃料の確保	一部有 (R3) ⇒有 (R8)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

No.12(5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

(企業等の業務継続体制の促進)

- 勝山商工会議所をはじめとする関係団体等と連携し、企業の業務継続計画の策定を促進する。
- 災害時の企業の事業継続に向けて、平時から被害予測や防災に関する情報などを提供し人材育成を促進するとともに、災害時には総合相談窓口などの体制を構築する。

(重要業績指標 (KPI))

- 企業の事業継続計画 (BCP) 策定数 5 件 (R3) ⇒ 25 件 (R8)

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

No.13(6-1) 電力・燃料の長期間にわたる供給停止

(電力・燃料等の供給確保)

- 災害発生時の電力の長期供給停止を防ぐため、電力供給施設の災害対応力強化を促進する。
- 情報通信設備 (NTT 設備) に供給される商用電力が停電した場合に備え、代替となる給電を確保する。
- 軽油、ガソリン、灯油などの燃料について、円滑に供給できる体制を構築する。(再掲 1-1-2)
- 電力や燃料の供給について、国・県との連携や応援協定を締結する関係団体との協力体制を確認・構築する。

No.14(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・供給体制の整備)

- 基幹管路のうち、医療施設などの重要給水施設への配水管の耐震化を計画的に推進する。
- 水道供給機能を早期に復旧させるため、非常時に着実に業務が継続できる体制の整備を図る。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されるため、応急給水や応急復旧等について、他自治体等との応援協力体制を構築する。

(重要業績指標 (KPI))

- 水道事業における基幹管路 (84,063m) の耐震適合率 13.5% (R3) ⇒ 20.3% (R8)

No.15(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の防災対策)

- 公共下水道施設及び農業集落排水施設の耐震化及び長寿命化を推進する。
- 緊急度の高い箇所から管路の耐震化と液状化対策を考慮した整備を推進する。
- 必要に応じて業務継続計画を実効性のある内容に見直しを図るなどし、災害時における緊急対応の強化を推進する。

- 下水道施設内にし尿受入施設を建設し、災害時における機能停止に陥らないよう計画を推進する。
- 下水道施設について、関係団体等との災害時応援協定の締結を推進し、災害時の緊急対応の強化を図る。

(重要業績指標 (KPI))

- 下水管渠現状調査 (第 1 期分 17,498m) の実施割合 (全 0% (R3) ⇒100% (R8)
体調査予定延長 51,937m)

No.16(6-4) 交通ネットワークの機能停止

(交通施設等の耐災害性の強化)

- 大規模災害時に公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等の災害対策の強化を図る。
- 緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を推進する。(再掲 2-2-1)
- 街路樹の適正管理、本市が管理する幹線道路等における電柱の占用制限などを実施する。
- 避難路と緊急車両の通行を確保するため、道路・橋等を計画的に維持管理・更新するとともに、幹線道路等の整備促進に努める。

(交通事業者・関係機関等との連携強化)

- 「福井県道路メンテナンス会議」において、情報共有と連携を図る。
- 関係団体等と連携し、企業の業務継続計画の策定を促進する。
- 公共交通 (鉄道・バス) の運行を確保するため、事業者や県等との連携体制の強化を図る。

(重要業績指標 (KPI))

- 橋梁修繕着手数(累計) 27 橋 (R3) ⇒40 橋 (R8)

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

No.17(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(地域防災力の強化)

- 市民や事業所に対し火災予防広報を行い防火意識の高揚を図るとともに、火災対応訓練等を実施する。
- 大規模事業所や医療福祉施設に対し、近隣地区と災害時における協力体制の構築を図る。(再掲 1-1-1)
- 消防団の人員確保に努めるとともに、教育訓練や装備など活動環境の充実を図る。(再掲 1-1-1)
- 消防職員や消防団員の災害対応能力の向上を図るため、県消防学校等での教育訓練を推進する。(再掲 1-1-1)

(防火体制の強化)

- 円滑な消火活動体制を構築するため、木造家屋密集地域警防計画の見直しを図り、訓練等においてその実効性を検証する。
- 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両等の資機材、消防施設 (耐震性貯水槽) を計画的に整備する。(再掲 1-1-1)

(重要業績指標 (KPI))

○消防団員の実員数

292人 (R3) ⇒290人 (R8)

No.18(7-2) ダム、防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(住民等への情報伝達の強化)

- 災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるため、情報伝達手段の充実を図る。(再掲 1-1-1)
- 二次災害を防止する観点からも、地図情報や防災情報などの多様なデータが管理可能な防災システムの構築を図る。

(ダム等の耐災害性・連携体制の強化)

- ダム、ため池、防災施設等の適正な管理や必要な整備や管理者に対しての支援等を行い、災害への耐性強化を図る。
- 多数の死者を発生させないため、救助救護訓練等の被災者救助や捜索関係施策を推進する。
- 発電施設などの電力供給システムを支える基幹設備について、災害への耐性強化を働き掛ける。
- ダムについて、計画規模を超える洪水も想定されるため、事前放流などの既設ダムを有効活用したハード対策とダム情報の提供などのソフト対策を促進する。
- ダムについて、災害の未然防止や避難行動に繋げるため、ダム管理者をはじめ河川管理者、地域住民等の関係者が相互に連携できる体制を構築する。

(地域防災力の強化)

- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。(再掲 1-1-1)

(重要業績指標 (KPI))

○多面的機能支払い交付金の取り組み集落数

66件 (R3) ⇒71件 (R8)

No.19(7-3) 危険物等の大規模拡散・流出

(危険物等の漏えい対策の強化)

- 危険物等の漏えい等に備え、貯蔵事業者や施設からの緊急連絡（通報）体制を構築する。
- 平時からアスベストなどの有害物質の把握に努めるとともに、設置者に対し関連法規の順守と除却等を促進する。
- 危険物等を取り扱う施設に対し立入検査を実施し、不備事項の改修と保安体制の強化を図る。
- 危険物等を貯蔵する事業者に対し、ハザードマップを活用して風水害時における危険物等を取扱う施設などの使用停止等、危機管理意識の向上を図る。
- 危険物等の漏えい等に備え、事業者に対してオイルフェンスをはじめとした資器材の備蓄の強化と初期対応訓練の実施を促進する。
- ガス等の漏えいについて、二次災害防止対策を含めた初期対応訓練等を推進する。

(重要業績指標 (KPI))

○汚濁物質漏えい・有害物質発生等特殊な案件に備えた対応訓練の実施

無 (R3) ⇒1回 (R8) 年1回実施

No.20(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地の保全・整備の推進)

- 農業水利施設等の更新などの施設整備を推進するとともに、危機的な渇水に備え国・県・事業者等と相互に連携できる体制を構築する。
- 地域における主体的な農地等の保全管理体制の整備を促進する。
- 都市と農村の交流等により地域コミュニティの活性化を促進する。

(森林の保全・整備の推進)

- 国・県と連携し、防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。(再掲 1-1-4)
- 森林の持つ多面的機能を発揮するため、自然と共生した森林整備を実施するとともに、鳥獣害対策を推進する。
- 森林の保全管理活動等を支援するとともに、森林境界の明確化や集約化を図るための条件整備などを推進する。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

No.21(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 県の計画との整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定する。

(重要業績指標 (KPI))

- 災害廃棄物処理計画の策定 無 (R3) ⇒有 (R8)

No.22(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路管理体制の強化)

- 災害時における速やかな道路啓開、復旧・復興を行うため、建設業の担い手確保と育成を促進する。
- 指定緊急避難場所となる都市公園や避難路沿いの街路樹を適切に維持管理するとともに、電柱の占用制限や無電柱化などを検討する。

No.23(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の強化)

- 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。(再掲 1-1-1)
- 地域を守る活動と地域コミュニティの維持・活性化を図るため、防犯隊の活動を支援する。
- 災害ボランティアの受け入れや活動が円滑に行われるよう、平時から災害ボランティアに関する活動を促進する。

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと、総合計画をはじめとした各種計画とも連携を図りながら推進していく必要がある。

また、地域の強靱化に向けては、本市のみならず、国や県、近隣市町、関係団体や事業者、そして市民との連携・協力が不可欠であることから、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

(2) 進捗管理

計画を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）や関連する事業の進捗状況について総合計画とも連携を図りながら毎年度把握し、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や取り組みの成果も踏まえ、市の予算化や国・県・関係機関などへ働きかけを行うなど、計画の着実な実施に向けて PDCA サイクルを構築する。

(3) 計画の改訂

本計画は、社会経済情勢の変化や、国・県などの国土強靱化に関する施策の状況等を考慮し、計画期間中であっても適宜改訂を検討する。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けられるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、各計画の改定時期等に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。